

未定稿

畜産クラスター関連事業
(ICT 化等機械装置等導入事業)

Q & A

注：本Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和7年4月18日版

農林水産省畜産局畜産振興課
公益社団法人中央畜産会

目 次

(飼養頭数の上限の考え方)

- 問 1 令和 6 年度事業では飼養頭数の上限が設定されていましたが、令和 7 年度も同様に飼養頭数の上限はありますか。
- 問 2 飼養頭数の上限について、1 つの経営体が複数の乳用牛牧場の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。
- 問 3 飼養頭数の上限について、1 つの経営体が酪農経営と肉用牛経営の 2 種類の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。
- 問 4 飼養頭数の上限について、乳用牛の育成のみを行う経営体の場合は、どのような上限になりますか。

(生産方式転換のための一体的な施設整備)

- 問 5 生産方式の転換のための一体的な施設整備とはどのような支援内容ですか。
- 問 6 生産方式転換のための一体的な施設整備について、施設を新設する場合は支援対象になりますか。
- 問 7 畜産クラスター事業などの別の事業によってスマート農業機械を導入し、本事業により一体的な施設整備だけを行うことは可能ですか。
- 問 8 生産方式転換のための一体的な施設整備を行う労働負担軽減経営体は、事業終了時まで「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが確実であると認められる者となっていますが、認定を受けることが確実であると認められるとはどのような状態を指しますか。

(事業の実施期間)

- 問 9 「ICT 化等機械装置等導入事業」は、畜産クラスター基金の財源を活用しているため、機械装置等の導入を年度内に行わなくても問題ないですか。

(飼養頭数の上限の考え方)

問1 令和6年度事業では飼養頭数の上限が設定されていましたが、令和7年度も同様に飼養頭数の上限はありますか。

- 1 中小・家族経営体の労働負担軽減の軽減を進めるとの目的をより明確にする観点から、令和7年度もこれまで同様の飼養頭数の上限を設けています。

問2 飼養頭数の上限について、1つの経営体が複数の乳用牛牧場の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。

- 1 1つの経営体が複数の乳用牛牧場の経営を行っている場合、当該経営体が経営する全ての牧場で飼養している乳用牛（経産牛）の合計の頭数で判断してください。

問3 飼養頭数の上限について、1つの経営体が酪農経営と肉用牛経営の2種類の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。

- 1 1つの経営体が酪農経営と肉用牛の繁殖経営を行っている場合、酪農経営を行っている牧場において経産牛頭数が飼養頭数の上限以下であって、かつ肉用牛を飼養している牧場において24カ月齢以上の繁殖雌牛の飼養頭数の上限以下となる必要があります。
- 2 1つの経営体が酪農経営と肉用牛の肥育又は一貫経営を行っている場合、酪農経営を行っている牧場において経産牛頭数が飼養頭数の上限以下であって、かつ肉用牛牧場において全飼養頭数の飼養頭数の上限以下となる必要があります。

問4 飼養頭数の上限について、乳用牛の育成のみを行う経営体の場合は、どのような上限になりますか。

- 1 乳用牛の育成のみを行う経営体の場合は、飼養頭数の上限はありません。

(生産方式転換のための一体的な施設整備)

問5 生産方式の転換のための一体的な施設整備とはどのような支援内容ですか。

- 1 労働負担軽減経営体が、スマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく生産方式革新実施計画の認定を受け、補助対象機械装置を導入し、生産方式の転換を行うために必要となる施設の補改修、増築等を行う場合を一体的な施設整備として新たに支援することとしました。
- 2 一体的な施設の補改修としては、例えば、搾乳ロボットを導入し、繋ぎ牛舎からフリーストール牛舎に変更するなどの施設の補改修等を対象としており、補助率は1/2以内かつ1経営体当たり50百千円を上限としています。

問6 生産方式転換のための一体的な施設整備について、施設を新設する場合は支援対象になりますか。

- 1 生産方式転換のための一体的な施設整備については、新設の施設は対象になりません。
- 2 補助対象となる施設整備は、生産方式革新実施計画の（別表3）の2の（1）の生産方式革新事業活動に係る施設の内容の「新設等の別」の欄において、「改築」と記載されている施設に限ります。

問7 畜産クラスター事業などの別の事業によってスマート農業機械を導入し、本事業により一体的な施設整備だけを行うことは可能ですか。

- 1 生産方式転換のための一体的な施設整備については、本事業で機械装置を導入した場合にのみ、補助対象となります。

問8 生産方式転換のための一体的な施設整備を行う労働負担軽減経営体は、事業終了時まで「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが確実であると認められる者となっていますが、認定を受けることが確実であると認められるとはどのような状態を指しますか。

- 1 スマート農業技術の活用に関する法律に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けるには、当該計画の申請書案について、地方農政局等への事前相談を行う必要があります。
- 2 このため、「事業終了時まで認定を受けることが確実である者」とは、地方農政局等に対して、生産方式革新実施計画の申請書案の事前相談を行い、かつ、その内容が認定の水準に達しているものとして地方農政局等から了解を得ている者を指します。
- 3 生産方式革新実施計画が申請中である場合は、事業参加要望の際に応援計画に、申請中の生産方式革新実施計画案の写しを添付してください。採択等に先立ち、必要に応じて事業担当の畜産振興課から、計画申請者の地域を所管する地方農政局等に計画の策定状況等を確認する予定です。

（事業の実施期間）

問9 「ICT化等機械装置等導入事業」は、畜産クラスター基金の財源を活用しているため、機械装置等の導入を年度内に行わなくても問題ないですか。

- 1 「ICT化等機械装置等導入事業」は、畜産クラスター基金の財源を活用して措置することとなりましたが、令和5年度まで畜産経営体生産性向上対策として措置してきたICT化等機械装置等導入事業の後継事業であることから、原則として、従来と同じく事業実施期間は当該年度末までとなります。
- 2 このため、従来と同じ様に、当該機械装置等の導入は必ず年度内に行っていたくようお願いいたします。